

一般社団法人日本東洋医学会 定款

(平成23年6月10日 総会議決)

(平成24年1月29日 総会議決)

(平成24年6月29日 総会議決)

(平成27年6月12日 総会議決)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本東洋医学会と称する。

2 法人の英文名は、THE JAPAN SOCIETY FOR ORIENTAL MEDICINEとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東洋医学に関する事業を行い、その進歩普及を図り、学術文化の発展並びに人類・社会の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催及び会誌その他の出版物の刊行
- (2) 専門医認定制度
- (3) 東洋医学に関する調査研究
- (4) 内外の関連諸機関との提携及び交流
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(会員、社員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 医学、薬学、鍼灸学等の日本国内における資格を有し東洋医学に関する学識を有する者、又は東洋医学に関する研究業績を有する学術研究者で、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得た者。
- (2) 看護師会員 日本国内における資格を有し、この法人の目的に賛同する看護師で、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得た者。
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同する国内外の日本人又は外国人で、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得た者。
- (4) 賛助会員 この法人の活動に協賛する団体又は個人で、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得た者。
- (5) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、理事会の推薦により、総会の承認を得た者。

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）

に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（社員、代議員）

第6条 この法人の社員は、概ね正会員40人の中から1人の割合で選出される代議員をもって社員とする。ただし、端数の取扱いについては理事会で定める。

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙（以下「代議員選挙」という）を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は理事会において定める。

3 代議員は、正会員であることを要し、正会員は、代議員選挙に立候補することができる。

4 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 代議員選挙は、4年に1度、8月から10月にかけて実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しない。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任後最初に実施される本条第5項の代議員選挙終了の時までとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社又は退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。なお、社員が退社したときは代議員資格を喪失する。

2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員又は会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員又は会員を除名することができる。なお、社員が除名されたときは代議員資格を喪失する。

- (1) この定款その他の規則、法令等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他会員としての品位を損なう行為等、除名すべき正当な事由があるとき。

(社員又は会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員又は会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

2 社員が会員の資格を喪失したときは、代議員及び社員の資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員となる資格並びに入会金及び会費の額
- (2) 社員又は会員の除名

- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員又は会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面表決等）

第19条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録によって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

- 3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす

(会員への通知)

第20条 社員総会の決議の要領及び結果は、この法人の会報に掲載し、会員に通知する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議長が指名する出席した監事が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を常務理事とする
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は正会員であることを要し、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び常務理事は3ヶ月に1回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、社員総会の議決により解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(参事)

第29条 この法人に、任意の機関として、20名以下の参事を置くことができる。

- 2 参事は理事を補佐する機関として理事の職務権限に属さない会務を行う。
- 3 参事の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 参事の任期は2年以内とし、更新することができる。
- 5 参事の報酬は、無償とする。

(損害賠償責任)

第30条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 規則の制定、変更及び廃止
 - (2) 前号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定められる体制）の整備
- (6) 第30条第2項に定める理事又は監事の損害賠償責任の免除

（招集）

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、理事会においてあらかじめ定めた順に従い、他の理事が理事会の議長となる。

（決議）

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（決議の省略）

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印する。

第7章 委員会

（委員会）

第38条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める

第8章 資産及び会計

（事業年度）

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第40条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理・運用規程による。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(剰余金の分配禁止)

第43条 この法人は剰余金の分配を行う事が出来ない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則（平成23年4月1日施行）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は石川友章、副会長は三瀨忠道及び渡辺賢治、常務理事は岡部哲郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 附則1の一般法人の設立の登記の日において、旧定款第15条の役員の社員たる地位は失われる。
- 5 この定款が施行される日をもって、改正前の定款の附則はその効力を失う。

附則（平成27年6月12日）

- 1 この定款は、この定款変更が決議された社員総会終結のときに効力を生じる。ただし、以下各号に掲げる部分については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日から効力を生じる。
 - (1) 定款の名称、第1条第1項、第41条、第42条、第44条第1項第6号、第45条及び第49条の規定
 - (2) 第13条第1項第5号に記載された「及び財産目録」の部分
 - (3) 第44条第2項に記載された「及び第6号」の部分
 - (4) 第44条第3項のうち、第2号、第3号及び第4号の規定
- 2 前項ただし書の規定により、この定款のうち前項各号に規定する部分の効力が生じるまでの間、第43条、第44条、第46条、第47条、第48条、第50条及び第51条の各規定は、それぞれ条数を繰り上げる。
- 3 この定款が効力を生じたときに現に在任中の代議員（以下「現代議員」という。）の任期はこれを延長し、平成30年に実施される代議員選挙終了の時までとする。
- 4 現代議員は、この定款が効力を生じたときから3か月間、この法人に対し前項の任期の延長に異議を申し出ることができるものとし、異議がない場合は任期の延長に同意したものとみなす。
- 5 前項本文の異議を申し出た現代議員の任期および後任の選出並びに後任として選出された代議員の任期についてはなお従前の例による。